

●香川県告示第46号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第51条第1項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があった。

令和4年2月8日

香川県知事 浜 田 恵 造

辞退年月日	名 称	所 在 地
令和4年1月18日	みらい歯科クリニック	丸亀市津森町1095番地1